

空き家の解体に**20万円（最大40万円）**を補助します

補助対象工事

(A)または(B)のいずれかに該当し、かつ、(1)～(4)のすべてに該当する空き家の解体工事

- (A) 昭和56年以前に建築された住宅のうち、空き家となった日から**3年以上経過した住宅**
- (B) **令和6年7月大雨災害**により被害を受けたもので、空き家となっている住宅（浸水空き家）
- (1) 酒田市内の**一戸建ての住宅**（店舗併用住宅の場合は、主として居住用）で賃貸用住宅以外であること
- (2) **個人**が所有するものであること（法人が所有するものではない）
- (3) 敷地内の**すべての建物、危険ブロック塀を解体すること**
- (4) 工事の施工者が山形県内に本店を有し、かつ、酒田市内に事業所・営業所がある法人又は個人事業者で、建設業の許可又は解体工事業の登録を受けている者であること

※交付決定を受けた後に自己の都合により補助金の交付を辞退される場合、翌年度に本事業を利用することはできませんのでご注意ください。

※事前に解体工事に着手したもの、すでに解体工事が完了したものは対象となりませんのでご注意ください。

補助の対象者

次のすべての項目に該当する**個人（法人ではない）**の方で、年度内に1回限り申込みできます。

- (1) 空き家の所有者、相続人又は所有者もしくは相続人から委任を受けた者
- (2) 空き家の所有者又は相続人が複数いる場合、全ての権利者から解体の同意を得られる者
- (3) 建物と土地の所有者が異なる場合、土地の権利者から解体の同意を得られる者
- (4) **令和9年3月19日（金）までに実績報告書を提出**できること
- (5) 酒田市税等を滞納していないこと
- (6) 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）に規定する暴力団員等ではないこと

申し込み方法

受付期間／**5月21日（木）**から補助金の受付開始（**8時45分から16時30分まで**）

5月29日（金）までに予算額に達した場合は、抽選となります。

6月1日（月）以降は予算に達するまで受け付けを行います。（**最終10月16日（金）**）

※申し込み前に**まちづくり推進課**による『**事前確認**』を受ける必要があります。**事前確認は補助金の受付開始前からでも提出できます。**

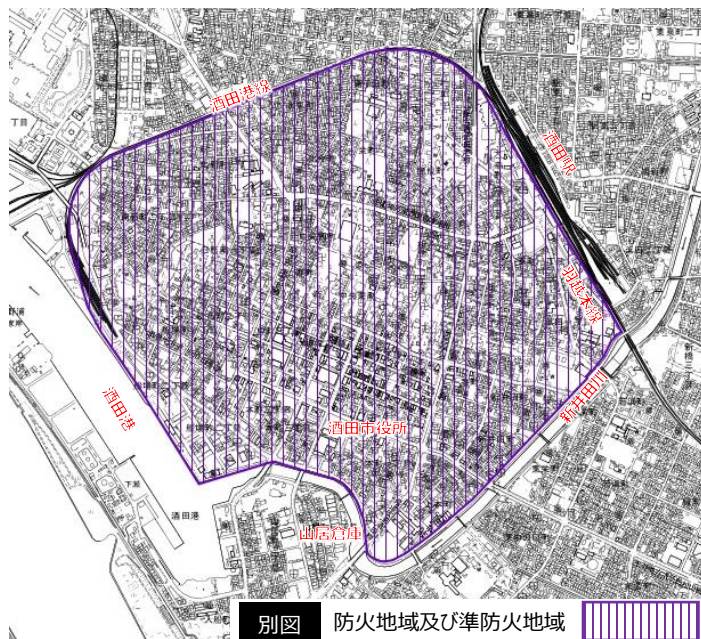
※原則、申請は窓口で受付しますが、酒田市外にお住まいの方は郵送での受付も行っています。**提出書類がすべてそろわないと受付できません。**

補助金の額／募集戸数

解体地区区分	一般地域	防火・準防火地域
補助金の額	最大 20万円	最大 40万円
	対象工事費の2分の1 ※千円未満切り捨て	
募集予定戸数	25戸	

◆**一般地域**：防火・準防火地域以外の地域

◆**防火・準防火地域**：右図に示す地域（都市計画法に基づく「酒田都市計画区域」内における防火地域及び準防火地域）



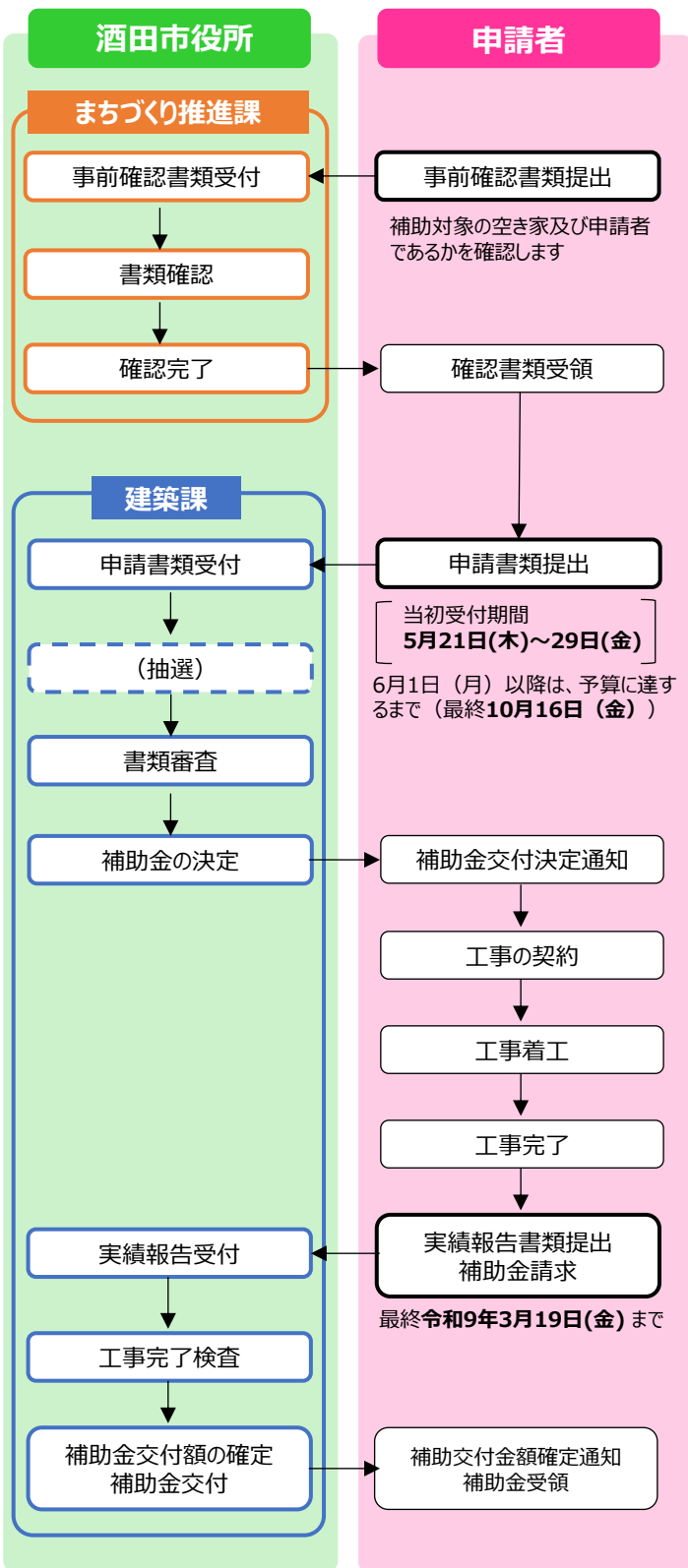
別図

防火地域及び準防火地域



手続きの流れ

提出書類



【事前確認】

※まちづくり推進課に提出

事前確認は受付開始前からでも提出可。

- A空き家であることの確認書
- B所有者又は相続人の住民票（抄本）の写し
- C土地・建物の登記事項証明書の写し（未登記の場合は、固定資産課税台帳の写し）

【補助金交付申請】 ※建築課に提出

- 交付申請書（様式第2号）
- 誓約書（様式第3号）
- 印鑑登録証明書（原本）
- 所有者又は相続人から委任を受けた方が申請する場合は、委任状（様式第4号）
- 解体工事の見積書の写し
- 施工者の建設業の許可又は解体工事業の山形県知事登録を証する書類の写し
- 着工前写真（敷地全体がわかるもの、敷地内のすべての建物の外観）
- 事前確認時提出書類（上記A、B、C）
- 所有者又は相続人の住民票（抄本）の写し
- 土地及び建物の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳）の写し
- 浸水空き家の場合は、罹災証明書又は罹災届出証明書の写し

【実績報告】 ※建築課に提出

- 実績報告書（様式第9号）
- 工事中、完了後のカラー写真（敷地全体がわかるもの）
- 解体工事の領収書の写し
- 請求書（市様式）

memo

お問い合わせ

【事前確認】

まちづくり推進課

市民相談室（市役所2階）TEL 0234-26-5726

【補助金申請】

建築課

確認審査係（市役所5階）TEL 0234-26-5749

